

付議案第 65 号

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 11 月 10 日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

本件は、福岡市立市民センター条例に規定する駐車場の使用料について、駐車場有料化の準備が整い次第、市民センター条例施行規則を順次改正しているが、今回、博多市民センターの駐車場有料化の準備が整ったことに伴い、所要の改正を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立市民センター条例施行規則（昭和 52 年福岡市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「福岡市立中央市民センター専用駐車場」の次に「及び福岡市立博多市民センター専用駐車場」を加える。

第 7 条第 2 項第 2 号中「及び福岡市立中央市民センター専用駐車場」を「、福岡市立中央市民センター専用駐車場及び福岡市立博多市民センター専用駐車場」に改める。

別表第 1 福岡市立中央市民センター専用駐車場の項の次に次のように加える。

福岡市立博多市民センター専用駐車場	福岡市博多区山王一丁目
-------------------	-------------

別表第 2 ホール付属設備使用料 5 福岡市立博多市民センターの表音響設備の部  
エレベーターマイク装置の項を削る。

別表第3備考中「福岡市中央図書館」の次に「、福岡市博多図書館」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則(昭和52年福岡市教育委員会規則第11号) 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1条～第5条 (略) (開館時間等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 センター駐車場の供用時間は、次の各号に掲げるセンター駐車場の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 福岡市立中央市民センター専用駐車場 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略) (休館日等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるセンター駐車場は、前項第1号に規定する休館日において供用するものとし、その供用時間は、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第1条～第5条 (略) (開館時間等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 センター駐車場の供用時間は、次の各号に掲げるセンター駐車場の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 福岡市立中央市民センター専用駐車場及び <u>福岡市立博多市民センター専用駐車場</u> 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略) (休館日等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるセンター駐車場は、前項第1号に規定する休館日において供用するものとし、その供用時間は、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>福岡市立博多市民センター駐車場を加える</p>

(1) (略)

(2) 福岡市立南市民センター専用駐車場及び福岡市立中央市民センター専用駐車場 午前8時30分から午後10時30分まで

3 (略)

第8条～第32条 (略)

別表第1

名称	位置
福岡市立東市民センター専用駐車場	福岡市東区千早四丁目
福岡市立南市民センター専用駐車場	福岡市南区塩原二丁目
福岡市立中央市民センター専用駐車場	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市立城南市民センター専用駐車場	福岡市城南区片江五丁目
福岡市立西市民センター専用駐車場	福岡市西区内浜一丁目

別表第2

(1) (略)

(2) 福岡市立南市民センター専用駐車場、福岡市立中央市民センター専用駐車場及び福岡市立博多市民センター専用駐車場 午前8時30分から午後10時30分まで

3 (略)

第8条～第32条 (略)

別表第1

名称	位置
福岡市立東市民センター専用駐車場	福岡市東区千早四丁目
福岡市立南市民センター専用駐車場	福岡市南区塩原二丁目
福岡市立中央市民センター専用駐車場	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市立博多市民センター専用駐車場	福岡市博多区山王一丁目
福岡市立城南市民センター専用駐車場	福岡市城南区片江五丁目
福岡市立西市民センター専用駐車場	福岡市西区内浜一丁目

別表第2

福岡市立博多市民センター駐車場を加える

福岡市立博多市民センター駐車場を加える  
(市民センター条例別表第1の順番と同じ)

## ホール付属設備使用料

1～4表（略）

## 5 福岡市立博多市民センター

種別	品名	単位	金額	備考
照明 設 備	サスペンションライト (1kW)	1台	340円	
	サスペンションライト (500W)	1台	260	
	アッパー ホリゾントラ イト(300W)	一式	1,000	
	ロアーホリゾントライ ト(100W)	一式	1,000	
	シーリングスポット(1k W)	1台	340	
	センタースポット(1kW)	1台	1,200	
	フロントライト(1kW)	1台	340	
	フットライト(60W)	一式	400	
	第2ボーダーライト(150 W)	一式	510	
	プロセニアムボーダー <sup>1</sup> ライト(150W)	一式	510	

## ホール付属設備使用料

1～4表（略）

## 5 福岡市立博多市民センター

種別	品名	単位	金額	備考
照明 設 備	サスペンションライト (1kW)	1台	340円	
	サスペンションライト (500W)	1台	260	
	アッパー ホリゾントラ イト(300W)	一式	1,000	
	ロアーホリゾントライ ト(100W)	一式	1,000	
	シーリングスポット(1k W)	1台	340	
	センタースポット(1kW)	1台	1,200	
	フロントライト(1kW)	1台	340	
	フットライト(60W)	一式	400	
	第2ボーダーライト(150 W)	一式	510	
	プロセニアムボーダー <sup>1</sup> ライト(150W)	一式	510	

	エフェクトスポット(1kW)	1台	340	
	スポット(1kW)	1台	340	
	スポット(500W)	1台	260	
	スタンド類	1台	170	
	ミラー ボール	1台	800	
	マシン	1台	800	
	コンセント(1kW)	1個	170	
音響設備	拡声装置	一式	2,530	
	ステージスピーカー	一対	1,000	
	CDプレーヤー	1台	800	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520	
	コンデンサーマイク	1本	800	
	リボンマイク	1本	510	
	ダイナミックマイク	1本	340	
	エレベーターマイク装置	1台	510	
	つりマイク装置	1台	510	
舞台	反響板	1組	1,670	
	所作台	一式	4,960	

	エフェクトスポット(1kW)	1台	340	
	スポット(1kW)	1台	340	
	スポット(500W)	1台	260	
	スタンド類	1台	170	
	ミラー ボール	1台	800	
	マシン	1台	800	
	コンセント(1kW)	1個	170	
音響設備	拡声装置	一式	2,530	
	ステージスピーカー	一対	1,000	
	CDプレーヤー	1台	800	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520	
	コンデンサーマイク	1本	800	
	リボンマイク	1本	510	
	ダイナミックマイク	1本	340	
	つりマイク装置	1台	510	
舞台	反響板	1組	1,670	
	所作台	一式	4,960	

削る

設備	花道用所作台	一式	800	
	平台	1枚	170	
	箱馬	1個	60	
	演台	1組	800	花台付
	大黒幕	1枚	800	
	蹴込	1枚	60	
	屏風	1双	1,200	
	上敷	1枚	170	
	毛せん	1枚	170	
	松羽目	一式	1,670	
	指揮台	1組	340	譜面台付
	譜面台	1台	60	
	ピアノ	1台	5,080	調律費は含 まず。
	机	1脚	80	
	椅子	1脚	60	
	移動用黒板	1台	170	
映写設備	ビデオ・PC対応プロジェクター	1台	2,890	
	スクリーン(固定式)	1台	1,670	スクリーン
	スクリーン(移動式)	1枚	340	のみ使用の 場合

設備	花道用所作台	一式	800	
	平台	1枚	170	
	箱馬	1個	60	
	演台	1組	800	花台付
	大黒幕	1枚	800	
	蹴込	1枚	60	
	屏風	1双	1,200	
	上敷	1枚	170	
	毛せん	1枚	170	
	松羽目	一式	1,670	
	指揮台	1組	340	譜面台付
	譜面台	1台	60	
	ピアノ	1台	5,080	調律費は含 まず。
	机	1脚	80	
	椅子	1脚	60	
	移動用黒板	1台	170	
映写設備	ビデオ・PC対応プロジェクター	1台	2,890	
	スクリーン(固定式)	1台	1,670	スクリーン
	スクリーン(移動式)	1枚	340	のみ使用の 場合

DVD・ブルーレイプレーヤー	1台	800	
----------------	----	-----	--

6～7表（略）

別表第3

種別	単位	金額
センター駐車場 使用料	1台1回(1日以内)	(1) 利用時間が 1時間を超える場合 200円 (2) 利用時間が 2時間を超える場合 300円

備考 この表の規定にかかわらず、センター、福岡市東図書館、福岡市千早音楽・演劇練習場、福岡市南図書館、福岡市塩原音楽・演劇練習場、福岡市中央図書館、福岡市城南図書館又は福岡市西図書館を利用した者以外のものがセンター駐車場を利用した場合の使用料の額は、利用時間1時間までごとに500円とする。

DVD・ブルーレイプレーヤー	1台	800	
----------------	----	-----	--

6～7表（略）

別表第3

種別	単位	金額
センター駐車場 使用料	1台1回(1日以内)	(1) 利用時間が 1時間を超える場合 200円 (2) 利用時間が 2時間を超える場合 300円

備考 この表の規定にかかわらず、センター、福岡市東図書館、福岡市千早音楽・演劇練習場、福岡市南図書館、福岡市塩原音楽・演劇練習場、福岡市中央図書館、福岡市博多図書館、福岡市城南図書館又は福岡市西図書館を利用した者以外のものがセンター駐車場を利用した場合の使用料の額は、利用時間1時間までごとに500円とする。

福岡市博多図書館を加える
--------------

## 付議案第 65 号資料

福岡市立市民センター条例施行規則（昭和 52 年福岡市教育委員会規則第 11 号）の一部を改正する規則

### 1 改正の理由

福岡市立市民センター条例の規定により、駐車場有料化の準備が整い次第、市民センター条例施行規則を順次改正しているが、今回、駐車場有料化の準備が整った博多市民センターの駐車場について定めるもの。

(改正済) 平成 29 年 10 月 2 日 東市民センター、西市民センター  
平成 30 年 3 月 1 日 南市民センター  
平成 30 年 5 月 1 日 中央市民センター  
令和 2 年 5 月 1 日 城南市民センター

### 2 改正の内容

(1) 有料とする市民センター駐車場（規則第 5 条及び別表第 1 関係）

名 称	位 置
博多市民センター専用駐車場	福岡市博多区山王一丁目

(2) 駐車場の供用時間（規則第 6 条関係）

名 称	供 用 時 間
博多市民センター専用駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) その他

別表第 2 に定める備品の改正

### 参考

	施設利用者		施設利用者以外
駐車料金	入庫から 1 時間まで	減免	500 円／1 時間
	1 時間超過から 2 時間まで	200 円	
	2 時間超過	300 円（上限）	
全額減免事由	①本市公用車 ②本市が発行する療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転又は同乗する自動車 ③特に教育長が認める場合		

**3 施行期日**

令和8年3月1日

**4 その他**

早良市民センター駐車場使用料の有料化の時期は未定